

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 条 例

○酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例	第1号	(保安課)	5
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第2号	(財政課)	11
○愛知県県税条例等の一部を改正する条例	第3号	(税務課)	21
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第4号	(市町村課)	44
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第5号	(人事課)	45
○職員の給与に関する条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例	第6号	(同)	46
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	第7号	(同)	46
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第8号	(同)	50
○愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例	第9号	(航空対策課)	50
○愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	第10号	(県民総務課)	54
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	第11号	(社会活動推進課)	55
○愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第12号	(地域福祉課)	55
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	第13号	(高齢福祉課)	56
○愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第14号	(医務国保課)	58
○中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	第15号	(中小企業金融課)	59
○中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例	第16号	(農地計画課)	60
○愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例	第17号	(道路維持課)	60
○愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例	第18号	(港湾課)	60
○愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例	第19号	(同)	61
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第20号	(財務施設課)	61
○愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第21号	(保健体育スポーツ課)	62
○愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第22号	(保安課)	63
○愛知万博基本理念継承発展基金条例を廃止する条例	第23号	(国際観光コンベンション課)	63

### 本号で公布された条例のあらまし

◇酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例(条例第1号)

1 酒類提供等営業(営業所を設けて客に飲食させる営業のうち、客に酒類を提供し、かつ、客の接待をし

た。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 大型自動車の一般駐車に係る駐車場使用料の額を定めること等とした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県情報公開条例及び愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 国家戦略特別区域法に規定する公立国際教育学校等の管理を行わせる指定公立国際教育学校等管理法人における情報公開及び個人情報の取扱いに関する規定を整備することとした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

1 次の条例について、指定居宅サービス事業等の運営から暴力団員等を排除するため、運営に関する基準及び事業又は施設の指定に係る申請者の要件に係る規定を整備することとした。

(1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(3) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 母子保健法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 愛知県信用保証協会が次の計画に基づき求償権の放棄等を行う場合に、県の同協会に対する回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとした。

(1) 株式会社地域経済活性化支援機構の特定支援決定に係る事業の再生に関する計画

(2) 特定調停手続に係る事業の再生に関する計画

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 中山間ふるさと・水と土保全対策事業の推進のための財源に充てるときに限り、基金を処分することができることとした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 ガス事業法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 海陽ヨットハーバー内のヨットハウスに新たに設置する会議室の使用料の額を定めること等とした。

2 この条例は、平成29年9月1日から施行することとした。

◇愛知県港湾管理条例及び愛知県入港料条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 新たに三河港を起点、寄港地又は終点のいずれかとするコンテナ貨物の定期航路事業を営む者に対する豊橋コンテナターミナル内の岸壁の使用料及び三河港の入港料の免除に関する特例の適用期間を平成32年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

する。

第二条第三号及び第四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第十三号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年愛知県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(指定居宅サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第五条の二 指定居宅サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団(愛知県暴力団排除条例(平成二十二年愛知県条例第三十四号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)の支配を受けてはならない。

第六条中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第八条第二項中「第五条」を「第五条及び第五条の二」に、「同条各号」を「第五条各号」に改める。

第十条中「含む」を「含む。次項において同じ」に、「法人」を「法人(その役員のうち暴力団員等があるものを除く。)」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法第七十条第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 暴力団員等

二 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

第十条の四中「第五条」を「第五条及び第五条の二」に、「同条各号」を「第五条各号」に改

める。

第十条の七中「及び」を「、第五条の二及び」に改める。

第十条の九中「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改める。

第十五条及び第二十一条中「及び第五条」を「から第五条の二まで」に改める。

第二十四条第二項中「及び第五条」を「、第五条及び第五条の二」に改める。

第二十七条第二項中「第五条」を「第五条及び第五条の二」に、「同条各号」を「第五条各号」に改める。

第二十九条中「含む」を「含む。次項において同じ」に、「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法第百十五条の二第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

1 暴力団員等

1 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

第三十三条中「及び第五条」を「から第五条の二まで」に改める。

（指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（指定通所支援の事業に係る暴力団等の排除）

第五条の二 指定障害児通所支援事業者等は、その事業の運営について、暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）第二条第一号に規定する暴力団をいう。）

又は暴力団員等（同条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の支配を受けてはならない。

第六条中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第八条中「及び第五条」を「から第五条の二まで」に、「同条」を「第五条」に改める。

第十条中「含む」を「含む。次項において同じ」に、「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

## 一 暴力団員等

## 二 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

第十二条中「第五条まで」を「第五条の二まで」に改める。

第十四条中「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改める。  
(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（指定障害福祉サービスの事業に係る暴力団等の排除）

第五条の二 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成二十二年愛知県条例第三十四号）第二条第一号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の支配を受けてはならない。

第六条中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第八条第二項中「第五条」の下に「及び第五条の二」を、「おいて」の下に「第五条中」を加える。

第十条中「含む」を「含む。次項において同じ」に、「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

## 一 暴力団員等

## 二 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

第十二条中「第五条まで」を「第五条の二まで」に改める。

第十四条中「法人」を「法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）」に改める。

第十六条中「及び第四条」を「、第四条及び第五条の二」に改める。

第二十条及び第二十四条中「及び第五条」を「から第五条の二まで」に改める。

第二十七条中「及び第四条」を「、第四条及び第五条の二」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県看護修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

愛知県知事 大村 秀章